

### 3 平成19年度新規施策

#### (1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用について

##### ア 創設趣旨

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで、今般、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、要保護世帯向け長期生活支援資金制度を創設し、居住用不動産を有する高齢者世帯等であって、本貸付金の利用が可能な者については、本貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護の適用を行わないこととするものである。

##### イ 施行準備

本貸付制度は平成19年4月から施行する予定であり、その施行準備については、既に昨年9月の全国課長会議及び本年2月の全国係長会議においてお示ししているところである。各都道府県におかれては、生活保護等行政担当と社会福祉協議会との連絡協議会の開催や被保護者への説明等施行へ向けた諸準備を進め、本貸付制度の4月からの円滑な施行に万全を期されたい。

また、施行日において既に生活保護を受給している世帯のうち、本貸付制度の対象となるものの取扱いについては、昨年9月の全国会議において、2～3年程度の間に計画的に貸付制度の利用へ切り替える方向で検討していることをお知らせしたところであるが、その後各都道府県から貸付対象見込者数を報告していただいた結果、その数は全国で約5千件程度であり、当初の見込みよりも少ないことが判明したことから、原則として平成19年度中に全て本貸付制度の利用へ切り替えることとし、貸付対象者数が多い等の理由により、実務上対応が困難な自治体については、

平成20年度にまたがっても差し支えないこととしたいと考えている。

なお、19年度1年間での切り替えが困難な場合においては、順次計画的に切り替えることとされたいが、その場合でも遅くとも20年度中には本貸付制度の利用への切替えを完了させることとされたい。

#### ウ 生活保護制度上の取扱い及び福祉事務所における事務手続

要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に伴い、本貸付制度の生活保護制度上の取扱い及び福祉事務所における事務手続について、下記のとおり定めることを予定しているので、保護の適切な実施に遺漏のなきを期されたい。

### 要保護世帯向け長期生活支援資金の生活保護制度上の 取扱い及び福祉事務所における事務手続について（案）

#### 1 要保護世帯向け長期生活支援資金の生活保護制度上の取扱いについて

##### (1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設趣旨

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで、今般、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、要保護世帯向け長期生活支援資金（以下「新貸付制度」という。）が創設されたところである。

##### (2) 生活保護制度上の取扱い

生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条第1項は、生活保護を適用するためには、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、居住用家屋及びそれに付随した宅地についてはそれらの処分価値が利用価値に比して著しく大きい場合には、原則として処分の

上、最低限度の生活の維持のために活用させることとしている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号社会局長通知）の第3の1の(1)及び第3の2の(1)）。

また、その判断が困難な場合については、原則として各実施機関が設置する処遇検討会等において、総合的な検討を行うこととされており、当該処遇検討会等の検討に付するか否かの判断の目安額として、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法等により算出された額とすることとしているところである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号社会局保護課長通知）の第3の15及び第3の16）。

今般、生活福祉資金貸付制度において、新貸付制度が創設されたことに伴い、居住用不動産を有する高齢者世帯等であって、新貸付制度の利用が可能な者については、その利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護の適用を行わないこととするものである。

また、新貸付制度において貸付対象となる居住用不動産の評価額が概ね500万円以上の資産価値を有するものとされていることから、新貸付制度の貸付対象となる世帯については、結果的に資産保有の上限額が引き下げられることになるところであるが、貸付対象とならない場合については、現行どおりの取扱いとなることに留意すること。

なお、年齢が65歳未満の者について、500万円以上の資産を保有容認して保護を決定した場合については、年齢が65歳に到達した時点で、新貸付制度を利用させることになるので、その旨当該被保護世帯にも十分に説明すること。

## 2 保護の実施機関と社会福祉協議会との関係について

新貸付制度の貸付対象については、その創設趣旨を勘案して、「借入申込者の属する世帯が、本貸付金を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること。」とされている（貸付要綱第〇の〇）ことから、貸付事務については、保護の実施機関と都道府県社会福祉協議会（都道府県社会福祉協議会から貸付業務の一部を委託されている市町村社会

福祉協議会を含む。以下「社協」という。)とが連携してこれを行う仕組みとしたところであるので、その趣旨を御理解のうえ、ご協力願いたい。

#### (1) 相談・申請時の対応

居住用不動産を保有する者(原則として65歳以上の者に限る。)から保護の申請があった場合、保護の実施機関は保護の要否判定に必要な資力調査等を行い、その結果、当該保護申請者等の属する世帯が当該資産を活用しなければ要保護状態にあると認められたときは、貸付制度の利用が可能な世帯(以下「貸付対象世帯」という。)に該当するか否かについての調査を開始する。

その際、保護申請者に対して、新貸付制度の仕組み及び生活保護制度との関係について、以下の内容について十分な説明を行う。

##### ① 新貸付制度の仕組み

- ・ 居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度
- ・ そのため、推定相続人に相続されない可能性があること

##### ② 生活保護制度との関係

- ・ 新貸付制度の利用が可能な場合には生活保護を適用しないこと
- ・ 利用が可能な者が貸付の利用を拒否した場合、保護の要件(資産活用の要件)を満たさないものとして、生活保護を適用しないこと
- ・ 貸付対象外の場合は、他の要件を満たせば生活保護を適用すること
- ・ 新貸付制度を貸付限度額まで利用した後は、他の要件を満たせば、生活保護を適用すること
- ・ 自ら不動産を売却して生活費に充てた後に、再び困窮した場合は、他の要件を満たせば生活保護を適用すること

#### (2) 土地の評価額の算出方法

保護申請者の保有する居住用不動産のうち、土地について、次の方法により評価額を算定するとともに、不動産登記簿の記載内容等に基づき、抵当権の設定の有無など、新貸付制度の他の貸付要件に合致するか否かを確認する。

なお、貸付の可否を判断する評価額は、最終的には社協において判断されることとなるので、①又は②により得られる額が新貸付制度の対象となる評価額概ね

500万円を若干下回る場合でも、借入れ申込等の手続きを進める。

- ① 固定資産税評価額 × 10 / 7
- ② 地価公示価格（又は都道府県の地価調査） × 面積

### （3）貸付額の目安となる貸付基本額の算定

上記（2）により検討した結果、保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合には、資力調査の結果に基づき当該世帯の最低生活費及び収入充当額を算定し、月々の貸付額の目安となる貸付基本額（貸付に当たっての月額上限）を算定すること。

貸付基本額は、原則として、当該世帯の生活扶助費の1.5倍から収入充当額を差し引いた額とするが、当該世帯にこれ以外の特別な需要が恒常的に見込まれる場合には、特別に必要な額を加算した額として差し支えない。

$$\text{【貸付基本額} = \text{生活扶助費} \times 1.5 - \text{収入充当額】}$$

なお、以下の者については、それぞれ定めるところにより算定すること。

- ・ 医療扶助単給の者

$$\text{貸付基本額} = \text{被保護世帯に適用される自己負担限度額}$$

- ・ 医療扶助単給以外の入院・入所者

$$\text{貸付基本額} = \text{生活扶助費} \times 1.5 - \text{収入充当額}$$

$$+ \text{被保護世帯に適用される自己負担限度額}$$

### （4）推定相続人の同意

保護申請者に推定相続人がいる場合には、新貸付制度の利用について推定相続人の同意を得るよう努めること。

- ① 世帯員である推定相続人（配偶者を除く）に対しては、可能な限り保護申請者による借入申込への同意を得るよう努めること（同意が得られる場合、社協会長を名宛人とする同意書（以下「借入申込同意書」という。）を提出してもらうこと）。
- ② 世帯員以外の推定相続人に対しては、扶養照会の際に、
  - ・ 保護申請者から保護の申請が行われていること
  - ・ 保護申請者が居住用不動産を有していることから、新貸付制度の利用が生活保護に優先するものであること

- ・ 保護申請者が新貸付制度を利用した場合、推定相続人は当該居住用不動産を相続できなくなることがあること

の3点について通知するとともに、扶養の可否と合わせて、保護申請者による借入申込への同意について回答期限を付して照会すること（同意が得られる場合には、借入申込同意書を提出してもらうこと）。

なお、回答期限を過ぎても回答がない場合や、不在等により連絡が取れない場合には、電話連絡等により再度照会を行うこと。

- ③ 照会に対し、推定相続人から同意を得られない場合であっても、例えば、推定相続人が償還に応じれば不動産の相続・保有は可能なことを説明するなどして可能な限り同意を得られるよう説得に努めるとともに、最終的に同意が得られない場合や再度照会を行っても全く回答が得られない場合等には、その顛末（調整状況）を記した書類を作成すること。

#### （5）貸付対象世帯に対する貸付申請の指導

保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合には、保護申請者に対して、

- ① 保護申請者の保有する居住用不動産が、新貸付制度による貸付対象となり得ること
- ② 保護申請者が新貸付制度による貸付の申請（以下「借入申込」という）を拒否した場合には、保護の要件（資産活用の要件）を満たさないものとして保護の申請を却下すること
- ③ 借入申込の結果、社協において貸付を承認した場合には、貸付により当該世帯の収入が当該世帯の最低生活費を上回ることになるため保護の適用を行わないことを説明し、借入申込を行うよう指導すること。

その際、対象者が高齢であることを踏まえ、次に該当したときは速やかに保護の実施機関に相談するよう懇切丁寧に説明すること。

- ・ 貸付が不承認だったとき
- ・ 貸付決定後、貸付上限額に達するため貸付終了を予告されたとき
- ・ 貸付決定後、世帯員の増加等により生活に困窮したとき
- ・ その他生活上の不安が生じたとき

## (6) 社協への必要書類の送付

保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合は、上記(5)により保護申請者本人に対して借入申込を指導するとともに、事務手続を円滑にするため、保護申請者本人の同意を得た上で、貸付審査に必要な次の書類を社協へ送付すること。

- ① 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付対象世帯通知書
- ② 貸付依頼世帯調査書（居住用不動産を所有していること以外は生活保護の受給要件を満たしていること、世帯構成員の状況、貸付基本額及び本件不動産に係る見込み評価額について記載した書類）
- ③ 本件不動産の登記簿謄本（可能であれば付随する公図等を含む）
- ④ 推定相続人がいる場合には、
  - ア 推定相続人を確認できる書類
  - イ 推定相続人が同意書を提出した場合には当該同意書
  - ウ 推定相続人が同意書を提出しなかった場合には、当該推定相続人に係る借入申込に関する推定相続人の同意についての調整状況を記した書類

## (7) 不動産鑑定に際しての社協への協力

保護の実施機関は、保護申請者からの借入申込を受けた社協が居住用不動産の鑑定を行うに当たり、保護申請者の居宅への訪問について職員の同行を求められた場合はこれに協力すること。

## (8) 貸付決定までの間の保護の適用

保護申請後、保護申請者が借入申込を行い、貸付決定が出るまでに通常1月以内で貸付の可否が決定されることから、この間は保護の適用について処分決定を留保することとされたい。

ただし、借入申込から貸付の決定までに1月以上を要する旨の連絡を社協から受けた場合や急迫状況にある場合には、一旦保護を決定し、貸付決定通知を受けた時点で廃止することとする。

## (9) 貸付決定後の対応

#### ① 借受人に関する記録の保管

保護の実施機関は、社協から保護申請者に係る貸付を承認した旨の連絡を受けた場合、上記2（8）により保護の決定についての処分を留保していた場合には当該保護申請者の保護申請を却下し、一旦保護を決定していた場合には保護を廃止することとなるが、その後も、当該借受人が貸付を受けている期間中は、当該保護申請者（以下「借受人」という。）に関する保護申請及び保護受給に関する記録を保管しておくこと。

#### ② 貸付不承認の場合の対応

保護の実施機関は、社協から保護申請者に対する貸付を承認しなかった旨の連絡を受けた場合であって、上記2（8）により保護の決定についての処分を留保していた場合には、速やかに保護の決定を行うこと。

#### ③ 貸付額の変更等に関する意見の提出

保護の実施機関は、貸付決定後、借受人が貸付金の増額申請又は貸付額の変更申請を行ったことについて社協から通知を受けた場合には、当該借受人の属する世帯の最低生活費等に照らして当該増額又は変更後の貸付額が適当であるか否か及び適当でない場合には適当と考えられる額（上限額）についての意見書を作成し、社協に送付すること。

この他、貸付の解約、世帯員の変更等について社協から通知を受けた場合には、当該借受人に対し、必要に応じて相談・助言を行うこと。

#### ④ 借受人の実態把握

保護の実施機関は、借受人が貸付を受けている間も、民生委員と連携を取るなどして、可能な限り借受人世帯の生活状況を把握するよう努めるとともに、借受人から生活上の不安等について相談が行われたときは積極的に助言等を行うこと。

#### ⑤ 契約者の死亡後の対応

保護の実施機関は、借受人に対する貸付が終了した後に当該借受人に対して保護を適用した場合において、当該被保護者が死亡したときは、社協へ連絡すること。

また、引き取り扶養など死亡以外の理由により当該被保護者に対する保護を廃止したときも、社協へその旨を連絡すること。



(10) 不動産鑑定及び登記費用の取扱い

借入申込の際に必要な不動産鑑定及び登記等に要する経費（再評価等に要する経費を除く。）については、生活扶助のうちの一時的扶助により給付することとしているが、保護の実施機関においては、社協への必要書類の送付に際して、保護申請者の同意を得た上で行うこととされているので、その際に当該保護申請者に代わって不動産鑑定及び登記費用等を社協（社協から委託を受けた不動産鑑定士等を含む）へ支払う旨の委任状等を提出してもらったうえで、社協等からの請求に基づき、直接支払うものとする。

## (2) 精神障害者の退院促進対策等について

### ア 精神障害者施策との連携について

精神障害者施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本的な方針とし、受入条件が整えば退院可能な者の解消を目指しているところであり、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定される「障害福祉計画」において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、地域生活へ移行する者を見込んだ上で必要なサービスの計画的整備を図ることとされている。

一方、生活保護においても、退院可能精神障害者数のうち2割程度が生活保護を受給しているとされることから、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要である。

については、精神障害者施策担当部局との連携を図り、障害者施策による退院促進対策と連携又は協同した取組を行うなど、積極的に退院促進対策の実施を図られたい。

### イ 生活保護における精神障害者退院促進計画の策定

生活保護制度においても各自治体で作成される障害福祉計画を踏まえ、平成19年中に、以下のとおり、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定した「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施することとされたい。

なお、当該計画中、退院可能精神障害者数及び平成23年度における減少目標値については、計画策定時や計画策定途中において、当課まで報告いただくことを予定しているので予め了知されたい。

#### 「生活保護精神障害者退院促進計画策定の流れの例」

##### (1) 生活保護を受給している退院可能精神障害者数の把握

計画策定の前提として、各自治体における生活保護を受給している退院可能精神障害者数について、次のような方法により把握する。

なお、退院可能精神障害者数には、病状的には入院医療の必要性は低く、通

院治療でも対応可能な者について全数計上すること。

**【退院可能精神障害者数の把握方法】**

- ① 管内の障害福祉計画の策定時において、退院可能精神障害者数に占める被保護者の数が把握されている場合については当該数値
- ② 障害福祉計画に基づき、精神障害者の退院促進対策を実行していく中で、精神障害者の実態把握を行った結果、被保護者数の把握ができる場合については当該数値
- ③ 「長期入院患者の実態把握について」（昭和46年4月1日社保第59号厚生省社会局保護課長通知）等に基づく病状調査を行うことにより把握できる場合には当該数値
- ④ ①～③のいずれによっても把握が困難な場合については、別途、個別に調査を行った上で把握した数値

**(2) 平成23年度末における減少目標値の設定**

上記(1)により把握した退院可能精神障害者数について、管内の障害福祉計画を勘案し、平成23年度末までの各年度における減少目標値を設定すること。

**(3) 減少目標を達成するための取組事項の明記**

地域生活への移行に向けて、活用可能な社会資源や、自治体が実施する精神障害者施策との連携について、各福祉事務所等がどう取り組むのかなど、減少目標の達成を図るための取組について記載すること。

また、「長期入院患者の実態把握について」の実施状況については、例年、4月末日までに報告をいただいているところであるが、平成18年度分の報告（平成19年4月末報告）においては、来年度における退院促進対策の検討に資するため、従来報告をいただいている数値に加え、現時点で福祉事務所等が把握している「受入条件が整えば退院可能な患者数」についても報告をいただくこととしているので了知願いたい。

#### ウ 生活保護精神障害者退院推進員の設置等について

平成19年度予算においては、各自治体における精神障害者の退院促進対策の実施を支援するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金において「精神障害者退院促進事業」を創設し、精神障害者の退院促進を図るため、各福祉事務所に社会福祉士・精神保健福祉士等の精神障害者退院推進員を配置するための費用や、医療機関・日本精神保健福祉士協会・社会福祉法人等の関係団体へ事業実施を委託する費用、その他退院促進の事業実施のために必要な費用について補助を行うこととしているところである。

各自治体におかれては、別紙（27頁～29頁）のとおり、既に退院促進事業に取り組んでいる自治体の事例を参考にしつつ、「生活保護精神障害者退院促進計画」の策定作業と並行して、退院促進に向けて積極的な取り組みを図られたい。

#### エ 医療扶助における他法優先の徹底（人工透析費用）

更生医療の対象である人工透析医療については、従来、予算上の理由がある場合には医療扶助により給付しても差し支えないこととしていたが、今般、この取扱いを廃止し、原則どおり更生医療の給付を優先することとしているので、各実施機関に対し、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する更生医療の申請指導などの取組を行うよう指導をお願いしたい。